

第 57 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和 8 年度 第 1 回 滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和 8 年 7 月 9 日（木）14 時 08 分～14 時 39 分
開催場所	滋賀労働局 6 階共用会議室
出席状況	公益代表委員 4 人（定数 5 人） 労働者代表委員 4 人（定数 5 人） 使用者代表委員 5 人（定数 5 人） 事務局 5 人
出席者	公益代表委員 片山 聡 木下康代 堀田直美 松田有加 労働者代表委員 相澤三千代 榎並典朗 平井孝史 平塚雄二 使用者代表委員 池田 健 大日陽一郎 楠亀博美 福地康博 水野 透 事務局 田代労働局長 青木労働基準部長 大橋賃金室長 岩永賃金室長補佐 遠藤労働基準監督官
主要議題	・ 滋賀地方最低賃金審議会等の公開について ・ 滋賀県最低賃金の改正決定について（諮問） ・ 滋賀県最低賃金専門部会の設置について ・ 滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会の設置について ・ 実地視察について ・ その他
議事録	別紙のとおり

○大橋室長

それでは、ただ今から第 57 期令和 8 年度第 1 回滋賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

初めに、本審議会は、同運営規程第 6 条第 1 項の規定により傍聴の申込みを受け付けたところ、傍聴を希望される方が 4 名おられましたので、本日、傍聴されていることをご報告いたします。

傍聴人の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようお願い申し上げます。

次に、委員の交代についてご報告をさせていただきます。

使用者代表委員であった川口委員が本年 4 月 30 日付けで辞任され、後任として大日委員が 6 月 2 日付けで就任されておられます。本日の資料 No.1 の委員名簿に大日委員が掲載されています。大日委員から恐れ入りますが自己紹介をいただきたいと思います。

○大日委員

山科精器株式会社で代表をしております大日陽一郎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○大橋室長

ありがとうございます。また、本年度人事異動により、新たに事務局を担うこととなった職員を紹介させていただきます。

滋賀労働局長の田代です。

○田代局長

労働局長の田代でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大橋室長

改めまして賃金室長の大橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

賃金室長補佐の岩永です。

○岩永補佐

岩永です。どうぞよろしくお願いいたします。

○大橋室長

以上が事務局の新メンバーとなります。昨年度からの労働基準部長の青木、労働基準監督官の遠藤を加えた 5 名で事務局を担当させていただきます。

今年度も日程調整等何かとお願いすることがあるかと思いますが、十分な審議を尽くしていただけるよう精一杯務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、滋賀労働局長よりご挨拶申し上げます。

○田代局長

労働局長の田代でございます。本年度の第 1 回滋賀地方最低賃金審議会の開催にあたりま

して、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方には、日頃から労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今年度の地域別最低賃金につきましては、去る6月26日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対しまして、地域別最低賃金額改定の目安についての諮問が行われたところでございますが、当審議会におきましては、本日、滋賀県最低賃金の改正につきまして諮問をさせていただくこととしております。

委員の皆様には、法定三要素を総合的に勘案いただきますとともに、今後示されます中央最低賃金審議会の目安を参考としていただきながら、滋賀県の地域性や経済動向などの実情を踏まえ、公労使それぞれのお立場から十分にご審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○大橋室長

ありがとうございます。

それでは、以後の進行は木下会長にお願いします。

○木下会長

会長を務めさせていただく木下です。よろしくお願いいたします。

まず、事務局から委員の出席状況を報告してください。

○大橋室長

本審議会はお手元の資料No.1の委員で構成しており、2年任期としております第57期審議会の2年目でございます。本日の委員の出席状況は、定数15名のところ

公益代表委員 4名

労働者代表委員 4名

使用者代表委員 5名

合計13名の出席を頂いております。

公益代表委員の佐野委員、労働者代表委員の松井委員におかれましては、都合により欠席されておられます。

従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

○木下会長

それではここから、議題に沿って進めてまいります。議題(1)「滋賀地方最低賃金審議会等の公開について」です。

滋賀地方最低賃金審議会運営規程とそれに基づく審議会等の公開・非公開等について、事務局から説明をお願いします。

○大橋室長

それでは、滋賀地方最低賃金審議会の運営規程について説明させていただきます。

資料No.2、4ページ「滋賀地方最低賃金審議会運営規程」第6条において、会議の公開について規定しております。「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個

個人情報の保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」とされております。専門部会規程等についても同様の規定となっております。

本日の審議会につきましては、昨年度の第6回本審におきまして公開とする審議結果をいただきましたので、本日公開としております。

昨年度は、本審は公開、専門部会等は公労使三者が集まって議論を行う部分については公開としております。

ついては、当審議会における今年度の取扱いにつきましてご審議をお願いいたします。

次に、同規定の第7条をご覧ください。

第7条においては、議事録の作成と公開について規定し、第6条と同様の規定となっております。

議事録の公開・非公開についても、審議会と併せてご審議をお願いいたします。

公開となった場合、審議会の議事録または議事要旨及び資料は滋賀労働局のホームページで公開することとなります。

審議会及び議事録の公開に係る運営規程についての説明は以上です。

○木下会長

審議会等の公開・非公開につきましては、事務局の説明どおりですが、昨年度は労使双方とも、公労使三者協議の場合は公開、議事録・議事要旨も同様の扱いとのご意見でしたが、今年度の取扱いについて、労使各側の委員からご意見を伺いたいと思います。

まず、労働者側委員からご意見ををお願いします。

○相澤委員

本年度も昨年同様、審議会の取扱いに準じまして公労使三者協議の場を公開としまして、また議事録、議事録要旨も同様の扱いとすることに異議ございませんので、よろしくお願いします。

○木下会長

ありがとうございます。次に、使用者側委員からご意見ををお願いします。

○池田委員

使用者側としても、昨年度と同様の公開方法で異議ございません。

○木下会長

ありがとうございます。

只今、労使各側の代表委員からご意見をいただきました。

では今年度の取扱いについては昨年同様、本審は公開、専門部会等では公労使三者が集まって議論を行う部分については公開とし、その「議事録」、「議事要旨」についても同様としたいと思います。皆様それでよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

ありがとうございます。ではそのようにさせていただきます。

次に、議題（２）「滋賀県最低賃金の改正決定について（諮問）」です。
事務局から説明をお願いします。

○大橋室長

それでは、局長から会長に諮問文を手交させていただきます。
会長、局長、お手数ですが、前の方にお進み願います。
委員の皆様には資料№.3に諮問文写しを配布しております。
報道関係者の皆様は、前の位置までお進みいただければと思います。

○田代局長

滋賀地方最低賃金審議会会長 木下康代殿

滋賀労働局長 田代良文

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法第12条の規定に基づく、滋賀県最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いします。

〔局長から会長に対して諮問文を手交〕

○大橋室長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○木下会長

では、事務局から、資料の説明をお願いします。

○岩永補佐

配付資料について説明申し上げます。

10 ページからとなりますが、資料に入ります前に、全国の昨年度の地域別最低賃金について、一部の地域で、目安額を大幅に上回る答申がなされ、近隣県等との競争や、全国での順位最下位回避の意識により、地域の実態と懸け離れた引き上げとなったのではないかという論点と、地域によって発効日に大きなばらつきが生じるという論点がありました。

この2つの論点について、中央の「目安制度の在り方に関する全員協議会」において議論がなされ、6月23日に取りまとめがなされております。

それが、10 ページからの資料4「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」になります。

まず一つ目の論点であります、10 ページの「2 近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方」について、「(1) 課題」のところで、11 ページに移りますが、「○の1つ目」では「令和7年度の地方最低賃金審議会が日程を後ろ倒しにする動きも一部で見られたこと」や、「○の2つ目」のところでは、「全員協議会」での議論の中で出た意見が書かれております。

これについての対応方針としましては、同じページの「(2) 対応方針」の、「○の2つ目」のところで、「とりわけ、近隣県等との金額のみの比較だけで当該地域の最低賃金額を決めることや、最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でなく、法定三要素のデータを総合的に考慮して地域別 最低賃金額を決定すべきである。」と示されております。

また、「○の3つ目」のところで、「審議の結果、示された最低賃金額だけを捉えて「高すぎる」「低すぎる」との批判が生じることは適当でなく、目安額に大幅な上乗せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきである。」と示されております。

次に、2つ目の問題である発効日について、12 ページをご覧ください。

「3 発効日についての考え方」から記載があり、「(1) 課題」において、昨年度の審議状況と、13 ページに移りまして、「○の3つ目」のところに、「全員協議会」で出た意見が書かれております。

その下の項目、「(2) 発効日の後ろ倒しの背景と影響の確認」については、本省で調査した、発効日の後ろ倒しに関する影響などについて、15 ページにかけて書かれており、そのバックデータとなる参考資料が 19 ページから 31 ページに付いておりますので、のちほどご参照いただければと思います。

そして、16 ページの「(3) 全員協議会における議論」では、全員協議会での意見が書かれており、次の 17 ページに「(4) 対応方針」が示されております。

その対応方針の「1つ目のポツ」にありますとおり、「発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第 14 条第 2 項に「公示の日から起算して 30 日を経過した日（公示の日から起算して 30 日を経過した日後の日であって当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされており、指定日発効とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で十分に議論して決定すること。」

さらに、「2つ目のポツ」で、「発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とするべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。」と示されております。

以上が、「目安協」から 6 月 23 日に示された「考え方の整理」となります。

次の資料といたしまして 32 ページ、資料No.5 は「滋賀県内経済情勢報告」です。総括判断といたしましては、「緩やかに持ち直している」とされているところです。

35 ページ、資料No.6 は「法人企業景気予測調査」です。

全産業の現状判断は 38 ページで「下降」超とされています。

43 ページ、資料No.7 は、「滋賀県鉱工業指数（令和 8 年 4 月速報）」でございます。

概要といたしまして、生産指数は 3 か月ぶりの低下、出荷指数は 2 か月連続の低下、在庫指数は 3 か月連続の低下とされています。

51 ページ、資料No.8 は、「大津市における費目別標準生計費（1 人）」の推移を示しております。

52 ページ、資料No.9 は大津市の「消費者物価指数（令和 8 年 5 月分）」です。

63 ページ、資料No.10 は各集計機関別に発表された春季賃上げ回答妥結状況等をお示ししております。

それぞれ、前年同時期の数値を一番右に記載しております。

65 ページ、資料No.11 は日本商工会議所、東京商工会議所の「中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査」です。

85 ページの資料No.12 は「最近の雇用失業情勢」です。

こちらは、滋賀労働局職業安定部が6月末に公表しました5月の雇用失業情勢です。

5月の有効求人倍率(季節調整値)は、1.06倍で前月を0.04ポイント上回り、就業地別有効求人倍率は1.33倍で前月を0.04ポイント上回っております。

91 ページ、資料No.13 は「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果」です。

92 ページ、資料No.14 は「令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」です。

93 ページ、資料No.15 は「令和8年度滋賀地方最低賃金審議会開催日程(案)」です。

以上です。

○木下会長

ただ今の事務局の説明についてご意見ご質問はございませんか。

〔意見・質問なし〕

特にないようですので、議題(3)の「滋賀県最低賃金専門部会の設置について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○岩永補佐

専門部会の設置について、ご説明いたします。

最低賃金法第25条第2項に「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされております。また、同条第3項にて「労働者を代表する委員、使用者を代表する委員、公益を代表する委員各同数をもって組織する」とされております。

最低賃金審議会令第6条第1項に専門部会の委員は9人以内とするとされており、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規定第3条により委員の数は9人としておることから、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員それぞれ3名の9名で構成されることとなっております。

労働者代表委員および使用者代表委員につきましては、最低賃金審議会令第6条第4項により準用されます同条第3項により関係労使の推薦を得て、労働局長が任命することとなり、本日、労使委員の推薦公示を行い、締切期日につきましては、7月23日としております。

また、併せて、関係者の意見聴取について、ご説明します。

最低賃金法第25条第5項に「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」とされており、最低賃金法施行規則第11条第1項により遅滞なく、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨及び一定の期日までに意見書を提出すべき旨を公示するものとしてされており、本日、公示を行い、意見書提出期日を7月24日までとしております。

以上です。

○木下会長

ただ今の事務局からの説明にご意見・ご質問はございませんか。

〔意見・質問なし〕

次に「最低賃金審議会令第6条第5項の適用について」事務局から説明をお願いします。

○大橋室長

最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。」とされておりますが、当審議会ではこれまで、この規定を適用しておりません。つまり、専門部会において全会一致で決議が行われたとしても、審議会で議決を得ることとしております。

つきましては、今年度の取扱いについてご審議をお願いいたします。

以上です。

○木下会長

本審議会では、これまで「6条5項は適用しない」としてまいりましたが、今年度につきましてはいかがでしょうか。これまで同様、「適用しない」とすることよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

では、「6条5項」については、適用しないことといたします。

次に、議題（4）の「滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会の設置について」です。事務局から説明をお願いします。

○大橋室長

当局の審議会におきましては、毎年、「特定（産業別）最低賃金について、改正決定の必要性の有無」を審議いただく場として、滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会を設置しているところです。

そこで、今年度の小委員会の設置についてご審議をお願いいたします。以上です。

○木下会長

では、今年度の「特定（産業別）最低賃金」改正決定の必要性の有無について、これまで同様、「特別検討小委員会」を設置してご審議いただくということよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

特に異議がないようですので、本年度についても「特別検討小委員会」を設置することといたします。

ではここからは、「特別検討小委員会」の委員の選出について、協議をしたいと思います。まず、公益側委員の選出については、この本審に先立ち、事前に「公益委員会議」を開催いたしまして、その場で、松田委員、片山委員、それに私、木下を推薦させていただくこととなりましたのでご報告いたします。

労働者側からどなたをご推薦いただけるのか、お考えがありましたらお聞かせいただけますでしょうか。

○相澤委員

労働者側は、榎並委員、平塚委員、それと私、相澤を推薦させていただきます。

○木下会長

ありがとうございました。

では、使用者側はいかがでしょう。

○池田委員

使用者側は、水野委員と大日委員と私、池田を推薦させていただきます。

○木下会長

ありがとうございます。

では、各側から推薦のありました委員について確認します。

公益代表は私、木下と片山委員、松田委員が、労働者代表は、相澤委員、榎並委員、平塚委員、使用者代表は池田委員、大日委員、水野委員、以上のとおり推薦がありましたが、ご異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

ありがとうございます。それでは今年度の「特別検討小委員会」については各側から推薦のあった9名の委員で進めることといたします。

続いて、労働者側から、昨年度の第6回本審の際、「新繊維工業」及び「各種商品小売業」について、改正の必要性審議の場で参考人を招致し、意見陳述をしたいとの要望がございました。

これに係る事務手続きについて、事務局から説明してください。

○大橋室長

滋賀地方最低賃金審議会小委員会運営規程第6条第3項において、「小委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。」との規定に基づき、参考人を招致できることとなっております。

したがって、参考人の招致を推薦する委員は、同規定に基づき、委員長宛てに、推薦する委員の氏名、参考人の方の職名と氏名、参加を求める理由を記載した任意様式の「推薦書」と、参考人の方の「同意書」又は「承諾書」を書面で提出していただくこととなります。

日程の都合により、これらの提出は、7月31日までをお願いします。提出後は、委員長と事務局で必要性を検討し、説明又は意見を聴くことが適当と判断すれば、参考人の方と事務局で打ち合わせを行いますので、その旨を参考人の方に事前にお伝えいただくようお願いします。

以上でございます。

○木下会長

参考人を推薦する労働者側委員は、期限までに事務局あて「推薦書」などの提出をお願いします。

それでは続きまして、議題の(5)「実地視察について」です。事務局から説明してください。

○大橋室長

実地視察について説明いたします。

地域・産業等の実態を直接認識していただくことを主眼として平成29年以降、実施しております。

昨年度は日程の都合上実施できませんでしたが、一昨年は公労使委員6名及び事務局2名で、9月20日に湖南省にある自動車部品製造業の事業所で実施いたしました。

今年度も9月中旬の時期に実施したいと考えております。以上でございます。

○木下会長

事務局からの説明のとおり、本年度も実地視察を実施することにしてよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

ありがとうございます。委員の皆様方の合意が得られましたので、本年度も実施することといたします。

実地視察の詳細については、事務局一任という形でよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

ありがとうございます。

事務局には日程調整を含め、必要な準備等お願いします。

○大橋室長

承知しました。詳細が決定しましたら、ご連絡させていただきます。

○木下会長

それでは、議題(6)「その他」ということですが、まず、事務局から説明をお願いします。

○大橋室長

今年度の地域別最低賃金に関する審議日程(案)についてご説明いたします。

お手元の資料No.15「令和8年度滋賀地方最低賃金審議会開催日程(案)」をご覧ください。

従来ですと10月1日に改正最低賃金が発効できるように日程を組んでおりましたが、今年も昨年同様、中賃の目安額の答申日が未だ決まっておきませんので、遅くとも7月末までには、目安額の答申があると仮定して日程案を作成しました。7月中に目安が示され、7月30日に目安額の伝達を行う第2回審議会を開催し、地賃の専門部会を7月31日、8月3日、5日に開催し、8月7日に答申をいただく第3回審議会を開催する予定としております。また第2回と第3回の審議会は13時15分開始としておりますのでご注意くださいと思います。

その後、答申内容の公示を答申日の翌日から起算して15日間行い、異議の申出の受付を行い、異議申出の締切日を、8月24日とし、8月25日(火)9時30分から異議申出に係る第4回の審議会を開催し、異議申出に対する審議を行い、併せて、特別検討小委員会で審議した特定(産業別)最低賃金改正の必要性の答申と特定(産業別)最低賃金の改正決定に関する諮問を予定しております。ですので、異議申出がなくとも第4回の審議会は開催いたし

ますので、日程の確保をお願いいたします。

なお、特別検討小委員会は8月18日（火）9時30分からこの会議室で開催いたします。皆様方には、ご多忙のところ、集中的な審議となり、大変恐縮ですが、どうぞご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○木下会長

今年度の地域別最低賃金の審議日程の説明がありましたが、これについて、何かご質問・ご意見はございませんか。

〔意見・質問なし〕

それでは、事務局からほかに何かございませんか。

○大橋室長

事務局からはございません。

○木下会長

委員の皆様から他に何がございますか。

〔意見・質問なし〕

ないようでしたら、本日の会議はこれで終了といたします。

次回は7月30日（木）13時15分から この会議室で、第2回本審を開催しますので、よろしくお願いします。

本日は、お疲れさまでした。